

お知らせ
&ご案内
11月

人生いきいきボランティア講座のご案内

県民によるボランティア活動を活性化するため、ボランティア入門講座を開催いたします。ボランティアをこれから始めようという方も、既にボランティア活動をしている方も、この機会にボランティアの基本について学んでみませんか。

■日時 11月13日(火)
13時～16時

■場所 セとうち交流館(弓削)

■内容 ボランティアをするときの心構えや、ボランティアにおいて大切な「相手の話をじっくり聴く」コツについて、実技を交えて話しをします。

■講師 島崎義弘(今治市社会福祉協議会社会福祉士)
伊藤恵子(今橋保健所保健師)

■参加費 無料

■申込締切 11月9日(金)

参加希望者の氏名、性別、電話番号をお知らせください。

■申込・問合せ先

今治地方局 県民生活課

地域活動係

TEL 0898-23-2500

FAX 0898-32-3709

女性に対する暴力をなくす運動(11月12～25日)

女性に対する暴力の一つに「配偶者からの暴力」があります。

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。一人で悩まないで、早めに相談してください。秘密は厳守します。

また、身近に配偶者からの暴力に悩んでいる人がいる場合には、相談機関の連絡先を教えてください。

(匿名相談可)

■相談機関

○配偶者暴力相談支援センター

・県婦人相談所

TEL 089-941-3490

・県女性総合センター

TEL 089-926-1644

・県警察本部

TEL 0120-31-9110

・上島町各総合支所住民課

女性の人権ホットライン

■相談内容

女性の人権問題に関するあらゆる相談

11月の潮汐表

日	潮	高 潮				低 潮			
		時刻	潮位	時刻	潮位	時刻	潮位	時刻	潮位
1(木)	中	2:22	286	15:55	331	8:56	55	22:08	162
2(金)	小	3:27	263	17:12	314	10:01	84	23:35	165
3(土)	小	5:00	249	18:31	307	11:24	106	—	—
4(日)	小	6:41	254	19:37	308	1:03	152	12:55	115
5(月)	長	7:59	275	20:28	312	2:09	129	14:11	113
6(火)	若	8:57	298	21:10	314	2:56	105	15:09	108
7(水)	中	9:43	319	21:44	315	3:34	83	15:55	106
8(木)	中	10:23	335	22:14	313	4:07	66	16:33	107
9(金)	中	10:58	345	22:41	310	4:37	53	17:08	112
10(土)	大	11:30	350	23:06	306	5:04	43	17:39	120
11(日)	大	12:02	351	23:31	301	5:31	38	18:09	128
12(月)	大	12:34	349	23:58	295	5:58	36	18:40	137
13(火)	中	—	—	13:08	343	6:27	37	19:12	146
14(水)	中	0:27	288	13:45	334	6:59	43	19:49	155
15(木)	中	1:02	279	14:28	323	7:36	54	20:34	162
16(金)	小	1:45	267	15:20	312	8:21	69	21:30	165
17(土)	小	2:43	254	16:23	302	9:18	87	22:40	161
18(日)	小	4:07	247	17:32	298	10:30	103	23:56	146
19(月)	長	5:44	253	18:38	301	11:54	112	—	—
20(火)	若	7:08	276	19:35	307	1:04	122	13:15	111
21(水)	中	8:13	306	20:24	316	2:00	91	14:23	103
22(木)	中	9:09	338	21:09	324	2:48	60	15:20	94
23(金)	中	9:59	365	21:52	329	3:33	30	16:11	89
24(土)	大	10:46	384	22:33	331	4:15	5	16:58	87
25(日)	大	11:32	395	23:14	329	4:58	—11	17:43	91
26(月)	大	12:17	395	23:55	323	5:40	—19	18:28	98
27(火)	大	—	—	13:04	387	6:23	—16	19:14	108
28(水)	中	0:38	311	13:51	372	7:07	—3	20:02	119
29(木)	中	1:25	296	14:42	352	7:54	18	20:54	129
30(金)	中	2:17	279	15:36	331	8:45	45	21:52	135

※この潮汐表は、尾道港を基準港として計算した弓削港のものです。



さい。

■開催日時及び開催場所

○上島町

平成19年11月20日(火)

午後1時～3時

セとうち交流館(弓削)

○今治市

平成19年11月27日(火)

午後1時30分～3時30分

伯方開発総合センター

■問合せ先

今治税務署法人課税第一部門

TEL 0898-32-6935

職場のトラブルの相談
は労働局へ!

職場での処遇や待遇、従業員の労働管理等について、疑

問に思ったり、悩んだりしていませんか?

愛媛労働局では、職場での悩みや紛争を解決するための情報提供、紛争解決制度を無料で提供しています。

経営者、従業員どちらからでも利用できますので、悩んでいないで、お気軽にご相談ください。

■問合せ先

○愛媛労働局総務部企画室

TEL 089-935-5208

○今治総合労働相談コーナー

TEL 0898-32-4560

雇用保険法が変わります！

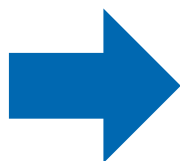
～ 雇用被保険者のみなさまへ ～

1 雇用保険の受給資格要件が変わります

- これまでの週所定労働時間による被保険者区分（短時間労働者以外の一般被保険者／短時間被保険者）をなくし、雇用保険の基本手当の受給資格要件を一本化します。
- 原則として、平成19年10月1日以降に離職された方が対象となります。

【旧】

- ・ 短時間労働者以外の一般被保険者
⇒ 6月（各月14日以上）
- ・ 短時間労働被保険者
（週所定労働時間20～30時間）
⇒ 12月（各月11日以上）



【新】

雇用保険の基本手当を受給するためには、週所定労働時間の長短にかかわらず、原則、**12月（各月11日以上）**の被保険者期間が必要。
※倒産・解雇等により離職された方（注）は、6月（各月11日以上）が必要。

2 育児休業給付の給付率が50%に上がります

- 給付率を休業前賃金の40%から50%に引き上げます。
- 平成19年4月1日以降に職場復帰された方から平成22年3月31日までに育児休業を開始された方までが対象となります。

【旧】 休業期間中 30% + 職場復帰後 6ヶ月 10%



【新】 休業期間中 30% + 職場復帰後 6ヶ月 **20%**

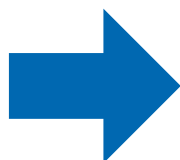
※育児休業給付の支給を受けた期間は、基本手当の算定基礎期間から除外されます（平成19年10月1日以降に育児休業を開始された方に適用）。

3 教育訓練給付の要件・内容が変わります

- 本来は「3年以上」の被保険者期間が必要である受給要件を、当分の間、初回に限り「1年以上」に緩和します。
- また、これまで被保険者期間によって異なっていた給付率及び上限額を一本化します。
- いずれの措置も、平成19年10月1日以降に指定講座の受講を開始された方が対象となります。

【旧】

被保険者期間 3年以上 5年未満
20%（上限10万円）
被保険者期間 5年以上
40%（上限20万円）



【新】

被保険者期間 **3年以上**
20%（上限10万円）
（初回に限り、被保険者期間 1年以上で受給可能）

☆ 詳しくは、愛媛県労働局職業安定部又はお近くの公共職業安定所（ハローワーク）にお尋ねください。

☆ 雇用保険法の改正の概要は下記をご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/koyouhoken05/index.html>